保護者の皆様へ

札幌市教育委員会

# 新型コロナウィルス感染症の影響で家計が急変した世帯への 令和２年度 就学援助（家計急変による特例審査）のお知らせ

札幌市では、世帯の収入が所定の金額以下であるなど、経済的にお困りの世帯に対して、お子様の就学に必要な費用の一部を支給する「就学援助」を実施しています。

現行制度では、前年（今年度の場合は令和元年）1 月～12 月の収入・所得を審査の対象としていますが、今般の新型コロナウィルス感染症の影響により、今年（令和 2 年）の収入・所得が減少し、家計が急変して苦しい状況におかれている世帯があることから、このような世帯を対象とする特例措置として、今年（令和 2 年）の収入・所得の「見込額」による特例審査を行うこととしましたので、お知らせいたします。

## 1 対象となる世帯

札幌市内にお住まいで、次の①～④のすべてを満たす世帯が対象です。

① 令和 2 年度に小学校・中学校・中等教育学校前期課程に在学するお子様 または 令和 3 年度に小学校に入学する予定のお子様がいる世帯
② 令和 2 年 11 月時点で、就学援助を受けていない世帯（小学校入学準備金を含む）
③ 生活保護を受けていない世帯（生活保護を受けている世帯は就学援助の申請はできません）
④ 新型コロナウィルス感染症の影響により令和 2 年中の収入・所得が減少し家計が急変した世帯

## 2 認定要件

世帯の令和 2 年 1～12 月の収入・所得の合計見込額（確定月分の実額＋未確定月分の見込額。収入・所得のある方が 2 人以上いる世帯は全員分を合算。）が、次の金額以下であること。

**[A 表] 自営業者等がいない世帯・・・収入額**（給与の総支給額）

| 世帯人数 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 賃貸住宅 | 277 万 0 千円 | 343 万 1 千円 | 369 万 9 千円 | 414 万 5 千円 | 480 万 9 千円 | 567 万 7 千円 |
| *持家* | *264 万 4 千円* | *327 万 5 千円* | *353 万 1 千円* | *395 万 6 千円* | *459 万 0 千円* | *541 万 9 千円* |

**[B 表] 自営業者等がいる世帯・・・所得額**（収入から経費を差し引いた額）（給与の場合は総支給額－所得控除）

| 世帯人数 | 2 人 | 3 人 | 4 人 | 5 人 | 6 人 | 7 人 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 賃貸住宅 | 175 万 7 千円 | 221 万 9 千円 | 241 万 6 千円 | 277 万 5 千円 | 330 万 6 千円 | 400 万 0 千円 |
| *持家* | *167 万 0 千円* | *211 万 0 千円* | *228 万 9 千円* | *262 万 4 千円* | *313 万 0 千円* | *379 万 2 千円* |

※自営業等の方が 1 人でもいる世帯は、他に給与所得者がいる場合であっても **[B 表]** を適用し、**所得額** で審査します。

## 3 申請方法

特例審査は、専用の申請書での受付となります。通常の就学援助または小学校入学準備金の申請書とは異なりますのでご注意ください。

(1) 申請書類を入手してください。

札幌市ホームページで PDF データをダウンロードできます。A4 用紙に印刷してご使用ください。
「札幌市 就学援助 家計急変」で検索、または右の QR コードを読み込んでください。
※ 紙の書類をご希望の方は学校にお申し出ください。

(2) 申請書に記入し添付書類を用意してください。

申請書の太枠部分に記入してください。記入漏れなどがあると審査できない場合がありますので、記入例を参考に漏れなく記入してください。添付書類については「4 必要書類」②・③をご覧ください。

(3) お子様が在学する（または入学予定の）学校（複数ある場合はいずれか 1 校）に提出してください。

学校への提出期限は、**令和 2 年 12 月 18 日(金)**（小学校入学準備金は令和 3 年 4 月 30 日まで）です。

## 4 必要書類

①「令和 2 年度就学援助（家計急変）申請書」<様式 E-1>

② 就学援助費振込口座の通帳等のコピー

金融機関名、店名、店番号、預金種目、口座番号、口座名義人カナ氏名が表示されているページをコピーしてください。通帳がない口座をご利用の方は、上記の項目が分かるものを代わりに提出してください。

③［給与所得者の場合］勤務先が作成した「給与支払（見込）証明書」<様式 E-2>（※1）
［自営業者等の場合］税理士又は公認会計士が作成した「事業所得（見込）証明書」<様式 E-3>(※2)

・収入（児童扶養手当等の公的手当や年金を除きます。以下同じ。）のある方全員分提出してください。
・収入がある方が複数名いる場合、減収のない方も含めて全員分必要です。
・複数箇所で勤務している方は、すべての勤務先の証明が必要です。
・給与収入と事業所得の両方がある方は、給与・事業の両方の分の証明が必要です。

（※1）退職により、令和 2 年分の「給与所得の源泉徴収票」を既にもらっている場合は、そのコピーでも構いません。
（※2）税理士又は公認会計士に証明書を作成してもらうことができない場合は、ご自身で作成のうえ、各月の収入、経費、収入から経費を差し引いた所得の額が分かる会計帳簿のコピーを追加で添付してください。

## 5 援助の期間・内容等

この特例審査によって就学援助の認定を受けた場合、認定期間は令和 2 年 11 月から令和 3 年 3 月までとなります。（ただし、市外転出や生活保護受給開始等の場合は、期間途中であっても終了となります。また、世帯構成が変わったときも終了となる場合があります。）

この認定期間中に受けられる援助の種類は、下表のとおりです。

※ 令和 3 年度小学校入学予定のお子様は、「小学校入学準備金」のみ支給を受けられます。

※ 学校設置者によって支給費目が異なります。

・「公立のみ」の表記がある費目は、公立学校（市立・道立・国立）在学者のみ支給を受けられます。
・「市立のみ」の表記がある費目は、札幌市立学校在学者のみ支給を受けられます。

| 支給費目 | 支給を受けられる方 | 援助の内容・金額 |
|---|---|---|
| **◆学用品費等・生徒会費** | 全員（生徒会費は中学生のみ。右記の中学生の金額には生徒会費を含む。） | (小)1 年:5,500 円　2～6 年:6,450 円<br>(中)1 年:11,400 円　2・3 年:12,350 円 |
| **◆宿泊校外活動費** 公立のみ | 対象学年（認定期間中に宿泊校外活動が実施され、これに出席する場合のみ） | 交通費・見学料相当額 |
| **体育実技用具** | 小 1・小 4・中 1（スキー授業実施校のみ） | スキー用具の現物支給 |
| **◆入学準備金** | 小学校分:令和 3 年度小学校入学予定者<br>中学校分:小 6 | 小学校入学準備金： 51,060 円<br>中学校入学準備金： 60,000 円 |
| **◆通学費（冬季:11～3 月分）** 市立のみ | 小学生は通学距離が片道 2km 以上、中学生は通学距離が片道 3km 以上で、他の制度で助成を受けられない場合のみ | 公共交通機関利用額（合理的・経済的経路に限る） |
| **給食費** 市立のみ | 全員 | 認定期間中の給食費が無料 |
| **学校病医療費** 市立のみ | むし歯・中耳炎など、所定の疾病の治療を受ける方 | 自己負担額が無料（所定疾病の治療費分に限る） |

上記のうち、◆の記号があるものが、保護者に直接金銭支給する費目となります。これらはまとめて令和 3 年 2 月中旬の振込を予定していますが、詳細は認定となった方に別途ご案内いたします。また、入学準備金については、国の基準改定により金額が変更になる場合があります。

［お問い合わせ］札幌市教育委員会学校教育部教育推進課（就学援助担当）　電話：011-211-3851